別記様式第４号（第４条関係）

公共建築物の整備の用に供する木材の生産に関する試験研究に係る認定書

番　号

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令第３条第２項の規定に基づき、下記の公共建築物の整備の用に供する木材の生産に関する試験研究は、同条第１項に規定する国有の試験研究施設を使用して行うことが当該試験研究を促進するため特に必要であると認定する。

年　月　日

農林水産大臣名　　印

記

１　公共建築物の整備の用に供する木材の生産に関する試験研究の概要

２　１の試験研究を行う者の住所並びに名称及び代表者の氏名（個人の場合は氏名）

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

○農林水産省令第五十二号

農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第九条第三項、第十一条第三項及び第二十条第二項の規定に基づき、並びに同法及び農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）を実施するため、農林水産省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年九月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

農林水産省組織規則の一部を改正する省令

農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し及び同条第一項中「及び監査官」を「、監査官及び報道広報審査官」に改め、同条に次の一項を加える。

６　報道広報審査官は、報道関係者に対する広報についての審査及び連絡調整に関する事務を行う。

第九条の見出し中「行政情報調整官」の下に「、広報審査官」を加え、同条第一項中「行政情報調整官一人」の下に「、広報審査官一人」を加え、同条中第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

７　広報審査官は、広報についての審査及び連絡調整に関する事務（総務課の所掌に属するものを除く。）を行う。

第九条の二第一項中「二人」を「三人」に改める。

第十二条第一項中「四十四人」を「四十三人」に改める。

第二十二条の見出し中「、新事業創出専門官」の下に「、新事業創出専門官二人」を加え、同条第五項中「事項（」の下に「新たな事業の創出」を加え、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

６　新事業創出専門官は、命を受けて、食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業における新たな事業の創出に関する専門の事項について、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二十九条の八第一項中「六人」を「五人」に改める。

第百条第一項中「横浜植物防疫所東京支所に統括植物検疫官二人を」を「、横浜植物防疫所羽田空港支所に統括植物検疫官二人を」に改める。

第二百七十条第一項中「及び国営」を「、国営」に改め、「施設の管理」の下に「及び国営の新請戸川農業水利事業建設所」を加え、同条第二項中「及び新請戸川農業水利事業建設所」を「、新請戸川農業水利事業建設所」に改め、同条第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

４　新請戸川農業水利事業建設所は、新請戸川農業水利事業に係る工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する事務並びに工事の施行に関する事務をつかさどる。

第二百七十条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「阿武隈土地改良調査管理事務所」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第二百七十条の二　新請戸川農業水利事業建設所は、新請戸川農業水利事業に係る工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する事務並びに工事の施行に関する事務をつかさどる。

第三百九十一条の見出し中「森林環境教育推進官」の下に「、国際森林減少対策調整官」を加え、同条第一項中「森林環境教育推進官一人」の下に「、国際森林減少対策調整官一人」を加え、同条中第五百十八条の見出し中「及びまぐろ資源検査官」を「、まぐろ資源検査官及び捕鯨情報企画官」に改め、同条第一項中「及びまぐろ資源検査官五人」を「、まぐろ資源検査官五人及び捕鯨情報企画官一人」に改める。

14　連絡調整に関する事務を行う。

４　捕鯨情報企画官は、捕鯨に関する情報の提供に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

別表第一横浜植物防疫所成田支所羽田空港出張所の項を削り、同表横浜植物防疫所東京支所千葉出張所の項の次に次のように加える。

横浜植物防疫所羽田空港支所	東京都

別表第二動物検疫所成田支所羽田空港出張所の項中「動物検疫所成田支所羽田空港出張所」を「動物検疫所羽田空港支所」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年十月一日から施行する。

告　示

○総務省告示第三百五十六号

県の境界にわたる村の境界の確定

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の二第一項の規定により、熊本県球磨郡水上村と宮崎県東臼杵郡椎葉村との境界を次のとおり決定し、これが確定した旨、同条第五項の規定に基づき、熊本県知事から届出があったので、同条第六項において準用する第九条第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年九月三十日

総務大臣　片山　善博

熊本県球磨郡水上村と宮崎県東臼杵郡椎葉村との境界は、次の各点を順次結んだ線とする。

| | | |